

梓川の水資源開発と発電用水利権

——大正期の上高地ダム建設問題——

村山研一

(論文要旨)

大正末に、上高地の中心部にダムを建設する計画がたてられたことがある。計画が明らかになるとともに、建設反対運動が生まれ計画は消えていった。しかし、その後も上高地へのダム建設計画は再浮上した。この出来事を、長野県立歴史館に保管してある行政文書をもとに、発電用水利権の申請と認可という視点から解明するのが本論文の目的である。大正の初期、梓川上流の発電用水利権をめぐる、複数の出願が競合した。その中には梓川本流で発電する案と、上高地から鳥々まで隧道で水を引いて発電する案とが存在していた。長野県は、水の合理的利用と工事の実現可能性という視点から、梓川本流案に対して水利権を認可した。数年後、隧道案は上高地中心部へのダム建設という計画を伴って再浮上した。これが、反対運動の対象となったダム建設計画である。この計画はすでに認可された水利権と競合するという問題点を依然として持っていた。また、この時期には、認可された発電計画のための準備も進み、さらに上高地が国立公園指定候補地と見なされていたため、県は再度申請を却下した。

キーワード：水力発電，水利権，電源開発，国立公園，自然保護

(1) はじめに：大正期の上高地ダム建設問題

上高地の大正末のダム開発について、筆者は国立公園運動との関係で扱った事がある。ダム建設問題浮上の経緯について簡単に記しておきたい。

上高地のダム建設が新聞等に報道されたのは大正13年12月である。東京朝日新聞の記事を、そのまま引用してみる。(ゴチックの部分は見出しである。)

上高地一帯の勝景も消滅か

国立公園候補地に伸びる文明の魔手 庭園協会憤慨して起つ

日本国立公園候補地の随一とされてゐる日本アルプスの中心地上高地に京濱電力株式会社は水力発電所設置のため一大貯水池を開鑿すべく既に設計を終って長野県知事を経て農商務、通信、内務各関係大臣に許可を申請し、しかもこの請願はもはや許可されるばかりになってゐることを伝え聞いた庭園協会では一大事とばかり直ちに緊急理事会を開いてこの反対運動を起すことに議一決し、十四日加藤首相を始め各関係大臣宛に事情を具して理事長本多静六博士の名により建議案を提出し各方面に向かつて彼の上高地保存運動の諒解をもとめてゐる。

アルプスの霊地 大憤慨で本多博士語る

庭園協会の本多博士語る「ご承知の通り上高地は日本アルプスの核心になってみて、数百年の処女林があり一万尺の高山のことだから学術上種々尊い参考資料も少からず殊に風光の優れてゐることは恐らく世界第一と称してもよいのである。而もここは富士日光と共に国立公園として是非とも永遠に保存したいと吾々は早くから希望してその実現を待ってゐたのにいまこの優秀な地に広大醜悪な貯水池を作つて上高地の比類なき勝地を湖底に没するが如きはとも忍び得ない所である。元來私は水力の利用に就ては頗る積極的な意見をもつてゐるので、天然記念物保存会は私共が肝煎つてこしらへたるにも拘わらず今は關係を絶つてゐる位である。その私が反対するのだからよくよくのことだと御承知を願ひたい」と説いて居り現に年々数万の登山者が恰も日本アルプスの靈地として巡礼のやうに慕い寄つてゐるこの地が破壊されるやうなことがあれば国家的の大損害だと説いてゐた

(大正13年12月18日 東京朝日新聞・夕刊)

本多博士とあるのは、東京帝大教授で造林学が専門の本多静六である。大正期に、国立公園制度の導入をめぐる、二つの考え方が生まれた。第一は天然記念物や名勝の保護を重視する考え方であり、第二は優れた自然景勝地の保護開発を主張する考え方である。本多静六は第二の考え方を主張した。第一の考え方は大正8年に「史蹟名勝天然記念物保存法」として結実したが、この制度では広域に広がる自然や景観を保護することは不可能であった。⁴⁾ 第二の考え方に立って国立公園が法制化されたのは昭和6年(1931)である。本多の「その私が反対するのだから」という表現は、保護派から見れば本多が開発容認派と見なされていたという事情を反映したものであろう。

上高地のダム建設計画に対して、いち早く反応したのは記事にもある通り「庭園協会」(後に「日本庭園協会」と改称)である。反対運動の進展については、大正14年2月の時事新報の記事に詳しい。

『上高地』を一会社に奪わるゝの運動

愈よ決議文を大臣連に突付ける 一日研究会の盛況

国立公園の候補地長野県の上高地中心に某電気会社が水力発電の計画をたてたことは既報したが・・・そこへ会社が高さ百五十尺、延長二千数百尺の堰堤を築いて、一大貯水池を設け、其の仙境を営利のために、蹂躪しやうと其筋に請願したを聞いた日本庭園協会では、理事長の本多博士以下一大事とばかり躍起運動を起し、まづ信州出身のお歴々を糾合賛成させて、旧蠟十四日加藤首相、若槻、高橋、犬養の各大臣に建議書を提出して不許可の速かならんことを陳情したが、今日になつても何の回答がないのでしびれを切らしてしまい、遂に広く与論に訴えて政府当局に肉薄することになり一日午後二時から上高地問題研究会と名は頗る穩当であるが、その実は討論会が日本橋三共ビルディングの階上で開かれた。・・・まづ田村剛博士は地図を前にして一通りの説明が終わると、質疑は矢のごとく飛び、龍居松之助氏、塚原嘉藤前代議士、川瀬善太郎博士と相續いて「営利は必ずしもこの上高地を必要としない、他に適当な場所もあろうに、此処を潰すことは断じて許すべきではない」との所論を強調した。

討論が終わつて決議があげられたのは午後五時・・・決議は当日参会の人々が自署の上

前記諸大臣を初め本間長野県知事にも提出されることになった。・・・

決議

上高地は本邦が世界に誇るに足る最大の天然勝地にして国民の至宝と謂ふべく之を一地方一事業のために毀損すべからず、因って吾人は此の靈地を冒瀆せんとする一切の破壊的の事業を永遠に排斥せんことを期す

(大正14年2月3日 時事新報・朝刊)

これ以降の動きについては新聞には報じられていないが、その後の経緯については庭園協会の機関誌『庭園』の記事をもとにして拙稿にまとめた。(村山2009 a, 2009 b) 上高地の心臓部にダムを建設するという計画は、とりあえずは阻止する事ができたのであるが、時間の経過とともに再燃する。(村山2010)

筆者はこれまで、上高地のダム計画を水力開発と国立公園計画の対立という構図で取り上げてきた。ただ、上高地ダム計画がどのようにして現れてきたのか、どのような過程を経て却下されたのかという事については、ほとんど分かっていない。本稿においては、上高地を含め梓川上流の水力開発計画の経緯を長野県の行政文書によってたどりながら²⁾、上高地のダム計画を含む梓川上流の発電用水利権がどのように認可されたのか、あるいは不認可となったのかを追跡してみたい。

(2) 水力発電と水利権

1) 発電用水利権について

最初に本論で扱う問題を明確にするために、水利権の性格と、当該の時期において発電用水利権がどのような手続きで認可されたのかを見ておきたい。

水力発電を行うためには、発電用水利権を取得する必要がある。水利権については、次のように説明されている。「一般には、公水を排他的に使用する権利である。排他的で、権利として保障されるに値するものであり、これにより安定した水の供給が行われる。」(金沢1982, p.74)しかし、法律の条文では「水利権」を明確に定めたものがなく、現行法においては河川法第23条の「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」という文言が水利権を指していると思なされている。³⁾

ただし、農業用水利権等においては、慣行として成立した水利権は、許可を受けたものとみなされている。(現行法においては、河川法第87条、河川法施行法第20条を根拠としている。)慣行水利権は、慣行の世界において成立したものであり、権利内容については不明確である場合もあり、実際の使用水量の把握も不明確の場合が多く、さらに期限が設定されていない。他方、発電用水利権は許可を受けて付与されるものであり、権利内容、許可条件、権利の期間が明確に定められる。また、実際に事業を進めていくためには、慣行水利権との調整を行っていかなければならない。

ここまで現行法に則して述べてきたが、ここで扱う戦前の場合も水利権の基本構造は変わ

らない。河川法は1964年に全面改正されたが、1896年に成立した旧河川法では、水利権に相当する条文は次のように書かれている。

第十八条 河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ

この短い条文が、発電用水利権を事業者に認可するときの根拠となっていた。また、慣行水利権については、河川法施行規定第十一条に次のようにある。

河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ許可ヲ受クヘキ事項ニシテ其ノ施行ノ際ニ現存スルモノハ河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

この簡単なみなし規定によって、農業水利権などの慣行水利権は、慣行のまま法的権利として保護された。旧法における発電用水利権と慣行水利権の関係も、現行法と基本的には同一である。

2) 水力発電の誕生と拡大

日本で水力発電が始まったのは明治20年代である。明治23年には古河鉦山、下野麻紡績が工場用電力として水力発電を使用している。また、明治25年には、京都市の琵琶湖疎水の水を使って蹴上発電所が発電を開始し、京都の市電に電気を供給している。この時期は近距離の送電しか不可能で、送電圧の関係で消費地からは離れて立地できなかった。しかし、明治末から大正初めにかけて、大容量の送電が可能となり、山奥の水力発電所で作られた電気を大都市に送電する事が可能となった。『明治工業史・電気篇』では、明治40～大正3年を遠距離送電時代の開始と位置づけており、この時期に77,000V以下の送電が可能となり、送電距離は数十マイルから百マイルに拡大したと述べている。そして、大正3年には115,000Vの猪苗代送電線路が完成し、大送電網建設時代に入った。⁴⁹

このような状況の変化を踏まえ、発電事業の起業を積極的に推進するために、1911（明治44）年に電気事業法が公布され、電気事業者の法的権利が保証されるようになり、民間における起業が急速に進んだ。また、通信省に臨時発電水力調査局が設置され、全国の水力開発の適地調査を実施した。この調査は大正4年に完了を予定していたが、大正2年4月に臨時発電水力調査局が廃止され中止の止むなきに至った。第一次水力調査では1,536地点（200馬力以上）について発電計画を策定し、850地点を実地調査した。この時の調査結果は、第一次水力調査報告書（『発電水力調査書』）として刊行された。さらに、大正7年から11年にかけて第二次水力調査が行われ、1,190地点（1000馬力以上）について発電計画を策定し、1,180地点を実地調査した。（電力土木技術協会1995, pp. 3-10）このように、民間の起業をうながすために通信省の手によって基礎調査も行われた。明治末から大正はじめにかけての時期は、技術的革新、法的整備、基礎調査の推進などの条件が整ったため、水力発電のための水利権の出願が全国で相次いだのである。

3) 水力発電興隆期における水利権の認可について

それでは、戦前において発電用の水利権はどのように認可されていたのであろうか。

旧河川法第十八条に書かれているように、発電用水利権は府県知事の許可事項であり、許可された場合、事業者に「水利使用許可命令書」が交付される。

しかし、発電用水利権の申請が各地に激増する頃から、内務省も府県に取り扱いを一任しておく事ができなと感じたようで、統一した取り扱い手続きと統一した審査基準を制定するようになる。そして、いくつかの通牒が出されている。⁶⁾

まず、大正5年末に「発電ノ原動力ノ用ニ供スル水力発生ノ為ニスル河川其ノ他公水面ノ水ノ使用ニ関スル件」(大正5年12月16日発土第95号各地方長官宛、土木局長依命通牒)が出されている。

発電ノ原動力ニ供スル百馬力以上ノ水力発生ノ為河川其ノ他公有水面ノ水ノ使用ヲ許可セムトスルトキハ当省大臣ノ許可ヲ受ケラレ度尚今後同様ノ出願ヲ受理セラレタルトキハ直ニ其ノ要領及受理ノ年月日ヲ報告相成度

追テ本文同様ノ事件ニシテ従来受理セラレ未タ処分ノ運ニ至ラサルモノニ付テハ其ノ要領及受理ノ年月ヲ、又嘗テ許可セラレタルモノニシテ権利ノ現存スルモノニ付テハ左記ノ事項ヲ本年内ニ到着スル様夫々御報告相成度

- 一 起業者
- 二 河川其ノ他公有水面ノ名称並取入口及此口ノ地名
- 三 引用水量及引用期間
- 四 引用箇所ニ於ケル河川其ノ他公有水面ノ渇水時及平水時ニ於ル流量
- 五 落差
- 六 許可ノ年月日及許可ノ条件
- 七 工事竣工シタルモノハ其ノ竣工ノ時期、工事中又ハ未着手ノモノハ其ノ着手及竣工ノ時期
- 八 一般平面図
- 九 堰堤其ノ他引用箇所ニ於ケル設備ノ構造図
- 十 水路ノ横断面図及縦断面図

発電用水利権の認可については内務大臣の許可を受けるということが明確にされ、そのために出願を一定の統一した形式で受理し報告することが求められた。

翌年、さらにこれを補足するように、より詳細な取り扱いの手続きが土木局長より出された。「(大正五年十二月発土第九十五号依命通牒ニ依ル水ノ使用ニ関スル稟伺其他ノ手續キノ件)大正6年3月30日発土第19号各地方長官宛、土木局長通牒)この通牒では稟伺書の形式が詳細に指定され、行政手続きがより詳細に決められている。さらに重要なのは、25条よりなる「命令書案」が添付されていることである、この命令書案が、認可条件を定める統一した雛形として使用されるようになった。⁶⁾

また、その翌年には、認可の基準について、逓信省電気局長と内務省土木局長の連名で次

のような通牒が出されている。「水利権使用出願事件取扱ニ関スル件」大正7年9月20日電鑑第5760号各地方長官宛，通信省電気局長，内務省土木局長通牒)

近時各種工業ノ顯著ナル発達ニ伴ヒ電気動力ノ需要急激ニ増加シ敏速ニ之カ供給ヲ充タサシムルノ必要アルニ拘ラス従来水利使用ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ数年間徒ニ之ヲ留保シテ事業経営ヲ為ササルモノアリ且近年激増セル水利使用出願中ニハ往々単ニ権利ヲ獲ルノ目的ヲ以テ出願スルニ非サヤト疑ハルルモノモアルト共ニ権利譲渡ニ関スル弊害ヲモ生セムトスル傾向有之其ノ結果電気動力供給ニ支障ヲ与ヘ真摯ナル企業ノ発達ヲ阻害シ延イテハ一般經濟上ニモ影響スロトコロ少ナカラサル次第ニ付之カ取締ノ励行ヲ期スル為爾今水利使用許可処分ニ際シテハ左記ニ拠リ処理相成度

一 (略)

二 水利使用許可ニヨリテ生スル権利義務ハ之ヲ他人ニ移転シ又ハ貸付スルコトヲ許ササルコト但シ左ノ場合ハ特ニ之ヲ許スコトアルヘシ

- イ 工事落成後又ハ工事落成前ニ於テ事業カ相当ニ進行シ成功ノ見込アリト認ムルトキ
- ロ 会社合併ニ因ルトキ
- ハ 会社ノ組織変更ニ因ルトキ

前項但書ニヨリ権利移転ヲ許可スル場合ニ於テモ命令書ニ定ムル期間ハ之ヲ伸長セス

これを読むと，水利権を利権としてとりあえず獲得し，利権として転売する動きが活発化していたことが分かる。また，翌年の地方長官宛て通牒では出願審査に関して次のような注意が記載されている。「水利使用事業取扱ニ関スル件」大正8年6月9日電鑑第3032号各地方長官宛，通信省電気局長，内務省土木局長通牒)

五 水力使用ノ出願アリタルトキハ直ニ調査ヲ開始シ敏活ニ之カ処理ヲ為スト共ニ企業ノ意思ナク単ニ権利ヲ獲ルノ目的ヲ以テ出願スルモノ及許可後数年間工事ニ着手セス又ハ着手スルモ毫モ工事ヲ進捗セシメサルモノニ対シテハ一層取締ヲ厳ニスルコト

(一) 大正三年前庁府県受理未処分事件ニ付テハ各事件毎ニ従来調査ノ経過ヲ具シ起業確否ノ意見ヲ附シ速ニ報告スルコト但シ起業不確実ナリト認メラルルモノニ付テハ此ノ際不許可ノ処分ヲ為シ其ノ結果ヲ報告スルコト

(二) 水ノ使用ニ関スル事件処分ニ際シ関係市町村会ニ諮問スル場合ハ其ノ答申ニ付相当期間ヲ附シ其ノ期間内ニ答申ナキ時ハ意見ナキモノト看做シ速ニ処理スルコト

(三) 三千馬力以上ノ既許可ノ水力地点ニ付既ニ工事ニ着手シタルモノト未着手ノモノトヲ分チ工事未着手ノモノニ付テハ着手期間内ノモノナルヤ否ヤ又既ニ工事ニ着手シタルモノニ付テハ其ノ工事進捗ノ程度竣工ノ見込期日ヲ取調ヘ可成速ニ報告スルコト

事業の見通しのあるもの，無いものに分けて早急に決着を図ることを知事に求めている。また，(二)が書かれている事は，必要に応じて市町村会への諮問がしばしば行われていたことを反映しているか，必要に応じて市町村会への諮問を手続きとして明示化したか，そのいずれかである事を物語っている。

実際に出願審査を行う場合、出願内容の合理性、事業可能性という事項以外に、発電用水利権の認可に伴って影響を受ける関係者の意見聴取や利害の調整も必要になったと思われる。水利権が多くの場合、慣習法の世界に属しており、慣習的な（すなわち認可されたものではない）水利権の存在を推定し、その権利と調整を図る事は不可欠であった。市町村会への諮問は、そのような手続きの一環として行われたと考えられる。

さらに、審査の手続きを複雑にしているのは、発電用水利権認可の内部手続きが、電気行政（通信省電気局）と土木行政（内務省土木局）の二省にまたがっていることである。（地方行政庁は二重の支配を受けていた。）先に引用した通牒も二省の局長名の連名という形式をとっている。⁷⁾このように複数の省庁の調整もまた必要であった。水利権の認可に当たっては、審査から決定に至るプロセスが複雑であり、長い時間を要した。

(3) 梓川上流の水利権問題

1) 大正初期における梓川上流の水利権申請

大正初めの時期において、梓川上流の発電用水利権の出願状況はどのような状態にあっただろうか。表1は長野県知事より内務大臣、逓信大臣宛の稟伺書（大正8年12月17日）に記載された申請状況についての一覧表である。同文書には図面も添附されており、表のA、B行には、図面に記載されているが表には掲載されていないものを付け加えた。（すでに許可済のもの、もしくは稟伺中のものである。）数字だけで単位は記載されていないが、水量は立方尺/秒、発電はkwである。図面（梓川競願関係図）の一部を図1として転載した。明神池上流から山中を隧道で進み島々に至る二つの水路が甲案および乙案である。（図では破線。）丙案は上高地の端から霞澤手前までの水路、丁案は霞澤から中山までの水路である。中山という地名は現在の2万5千分の1地図では場所を特定できないが、奈川渡の奈川との合流点の少し上流である。Aとしてあるのは既に認可済みの奈川渡一龍島間の水路であり、図面では左岸に行くように書いてあるが、実際には右岸に設計を変更している。⁸⁾

表1 梓川上流の水利権申請（大正8年12月17日）

	取水口	放水口	水量	発電	馬力	出願の日	出願人
甲	上高地	島々	135	2500	38,321	大3年1月20日	梓川水電株式会社発起人 村田一郎外16名
乙	同	同	140	2659	40,949	大5年2月15日	大正電気工業株式会社発起人 飯田慶司外44名
丙	同	霞澤	138	1475	22,879	大6年7月2日	信陽電業株式会社発起人 藤原銀次郎外12名
丁	霞澤	中山	237	404	10,762	大7年3月12日	梓電化工業株式会社発起人 諏訪部庄左エ門外20名
A	中山	島々				許可	梓川水電株式会社発起人 大倉喜八郎外16名
B	島々	竜島				稟伺中	梓川水電株式会社発起人 大倉喜八郎外16名



図1 梓川競願関係図・大正8年（破線が甲案，乙案）

梓川水電株式会社として予定されていた企業は大正9年5月の会社設立時に「京濱電力株式会社」と命名された。この会社の基礎となったのは梓川の水利権であり、横浜電気への電力供給を主たる事業目的とした。（日下部金三郎1926, pp. 1-7）なお、AとBの発起人は大倉喜八郎他16名であるが、甲地点の発起人は村田一郎他16名となっている。会社設立時に村田は取締役役に就任し、大倉は相談役となった。

ここで、実際の出願と第一次水力調査書に掲載された開発適地一覧表（表2）とを比較してみたい。（臨時発電水力調査局1914, pp. 473-476）水量の欄は、水量調査の湧水時水量を採用している。

表2 梓川水系の水力地点（第一次水力調査書による）

順位	河川名	取入口	放水口	水量	落差	馬力数	水路長
822	梓川	上高地	霞澤	138	1,475	22,879	3,707
823	梓川	霞澤	中山	237	404	10,762	3,330
824	梓川	奈川渡	橋場	383	385	15,773	4,840
825	梓川	島々	検見	460	58	2,998	1,350
826	奈川	角ヶ平	奈川渡	54	218	1,323	1,274
827	奈川	入山	白川渡	12	900	1,213	595
829	島々川	二股	矢嵩沢	30	433	1,460	2,025
830	島々川	矢嵩沢	島々	40	118	530	652

水量は一秒当たり立方尺、落差は尺、水路の長さは間。825, 827, 829地点以外は実測値。

梓川上流について、水力調査書は次のように評価している。「島々ニ至ル間ハ用水無ク橋

場ノ稍下流ニハ波多村高地ヲ灌溉スル用水アリ・・又赤松ヨリ右岸ニ取入ル、大用水アリ・・其ノ下流ニ左岸ヨリ取入レ梓，倭，穂高方面ノ約八〇〇町歩ヲ灌溉スル用水アリ 悪水ナシ，冬季流量ノ一定セル頃盛ニ薪材ヲ流出ス，而シテ多クハ島々ニテ陸上ケヲナシ陸路松本方面ニ運搬スルヲ常トスル」(臨時発電水力調査局1914, p. 473)

橋場の下流までは農業用水の取入口が存在しないので，農業用水利と調整する必要はない。ただし，冬季には上流から島々まで薪材を川に流すので，権利の調整が必要になる。これも，陸路による運搬が可能になれば，問題は解消される。

梓川本流の開発地点については，次の様に指摘している。

822地点：「発電力大ナルヲ以テ附近ニテ工業用ニ消費スルカ又ハ遠距離ノ送電ニ適ス 上高地下流約半里ヨリ左岸ニ取入レ開渠二二五七間，隧道一三五〇間，鉄管長二七五〇尺ニシテ霞澤ニ発電所ヲ設ク，道路嶮悪ニシテ通行困難ノミナラス地質良好ナラサルカ故ニ工事困難ナルヘシ，用水悪水ナク流木ハ僅少ナリ」(同書 p. 474)

823地点：「左岸ノ霞澤流入点稍下流ヨリ取入レ隧道二四八五間，開渠八四二間，鉄管長九〇〇尺ニシテ奈川合流点ヨリ四町上流ニ発電所ヲ設ク，流木ハ僅少ナリ」(同)

824地点：「奈川合流点下流二〇間ノ右岸ニ取入口ヲ設ケ隧道二二五四間，開渠二五七四間，鉄管長八四〇尺ニテ龍島ニ発電所ヲ設ク，又稲核ヨリ隧道五〇〇間ニテ黒川ニ出テ茲ニ高サ一〇〇尺ノ堰堤ヲ設ケテ貯水シ之レヲ調整池トセハ変化多キ動力ノ需要ニ応スルヲ得ヘク之ニヨルトキハ前設計ニ比シ約七割ノ電力ヲ増加シ得ヘシ」(同)

825地点：「島々川流入点ヨリ約一町下流ノ左岸ニ取入レ大用水ノ上流ナル検見ニ発電所ヲ設ク」(同)

出願一覧表と開発適地一覧表を比較してみると，出願の丙は822地点に，丁は823地点にはば対応している。また，Aは824地点に，Bは825地点に対応しているように思える。出願者は三つのグループに分かれている。甲，A，Bは梓川水電であるが，後に京濱電力となる。丙は信陽電業，丁は梓電化工業の名で申請しているが，出願者の中に両方に名を連ねているものも数名おり，大正12年に合同して梓川電力となった。乙の大正電気工業については，残念ながら資料がないので判断できない。⁹⁹

この時点で問題となるのは，甲と乙の出願である。いずれも，明神池の上流から徳本峠を地下で越えて島々まで水路を引く計画であり，水力調査書の開発地点とは全く別のルートで水を引く計画である。甲の出願日は大正3年1月20日となっており，第一次水力調査書の出版よりも早い。¹⁰⁰

この出願を見ると，京濱電力グループは，上高地の中核部分から島々へと水を引いて発電に利用する一方で，奈川からの水が合流する奈川渡からも水を引いて龍島で発電することも計画したと推測できる。他方，梓川電力グループは，水力調査が描いたように，上高地から流れ出る水を取り入れ霞澤で発電，放流し，その下流で再び水を取り入れ中山（奈川渡上流）で発電，放流を計画した。

大正3年（1914）にはすでに上高地の中心から河水流を島々まで隧道で持ってくる計画が作られていたことが分かる。上高地のダム計画の源流は，京濱電力の甲案にあったと判断できる。甲案がダム建設を伴うものか否かは，この資料だけでは不明だが，後で述べるように，

この時点ではダムを計画の中には盛り込んでいなかったと判断することが妥当である。(ただし、引水のために、低い堰堤を建設することは想定していたであろう。)

2) 上高地—霞澤間、霞澤—中山間の水利権の出願と審査

甲から丁までの四案についての審査は大正8年に行われた。先ほどの表でAと仮の記号をつけた奈川渡—龍島間についてはすでに許可が下りていた。⁽¹¹⁾

知事から内務大臣、通信大臣に宛てられた書類(長野県知事より内務大臣、通信大臣宛、大正8年12月17日付「梓川(上流)発電水力許可ニ付稟伺」)では、表と図をもとに次のように認可の判断根拠が記されている。

右ノ内甲及乙ハ別紙図面ニ記載ノ如ク其ノ計画全ク同一ニシテ重複シ丙丁ハ両者ノ案何等扞格スルコト無ク両立シ得ルモ甲乙ノ計画トハ其ノ水量ニ於テ競願トナリ互ニ求容セザルニ依リ前年末四者ノ間テ協調ヲ遂グベク誘導シタルニ乙丙丁ノ三者ハ最近漸ク協議整ヒタルモ甲ハ遂ニ之ニ応ゼザルモノ有之候依テ之ヲ比較調査スルモ字上高地ヨリ直接島々ニ水路ヲ掘鑿セントスル甲及乙ノ計画ニ依ルトキハ取水口以下同川下流ノ長区間ニ於ケル水力ヲ減殺スルコトトナリ河水利用上不得策ナルノミナラズ其ノ水路ハ全ク山岳中央部ニ一大隧道ヲ貫穿スルコトトナリ自然横杭ノ設備ハ殆ド不可能ト論ズベク之ガ工事上ノ不使不利ハ言ヲ俟タザル処ニ有之然ルニ下流同川沿岸ニ水路ヲ施設セントスル丙及丁ノ計画ニ依レバ下流ニ於ケル水利ヲ有効ニ使用セシメ得ベク亦其ノ地形上水路工事ハ甲乙等ノ計画ニ比シ遙ニ容易ニ施行シ得ラルベキモノト被認貴省ノ御調査モ亦梓川本流ニ沿フ丙丁ノ計画ヲ發表セラレ活水上ニ於テモ格別ノ障害アリトハ認メ難ク候案甲即チ梓川水電株式会社発起人村田一郎他十六名出願ノ分ハ之ヲ排除シ丙及丁ニ属スル信陽電業株式会社発起人藤原銀次郎他十二名並梓電化工業株式会社発起人諏訪部庄左エ門外二十名出願ノ両地点ノ分ニ対シ別案命令書ヲ付シ許可ノコトト致度左命令書案、調査書、競願関係図並関係願書及図面(協議整ヒタル他ノ分ハ省ク)添付此段及稟伺候也

この文書にあるように、甲乙の計画と丙丁の計画は水利について相反する要素がある。そこで、長野県は四者の協議を促したが、京濱電力は拒否して甲案に固執した。残った三者の協議については、文書が残されている。([「梓川河水使用願関係者招致ノ顛末」大正8年10月24日、長野県内務部文書)それによれば、県は11月23日午前11時に飯田慶司、笠原忠造、花村次郎、今井俊蔵の四名を集め、内務部長から11月末までに「協定ヲ遂ゲ其ノ結果ヲ申出ツベキ旨」の指示をおこなった。このような曲折を経て、乙案は取り下げられ、甲案は不許可となったと思われる。⁽¹²⁾このようにして、四件の出願については、相互に背反した要素を持たない丙案、丁案が残ったのである。

なお、稟伺書と同じ綴りには、『梓川水力地点踏査報告書』という文書が綴じられている。工学士濱田東稲¹³が大正8年6月18日より20日まで水力地点を踏査した報告書であり、末尾に「大正8年6月24日」および「藤原専務取締役殿」と記されている。信陽電業発起人代表の藤原銀次郎は、この時、王子製紙株式会社の専務取締役を勤めており、宛先は藤原銀次郎

を指していると推定するのが自然だろう。

この報告書の中では、五つの区間を比較している。甲・乙に対応するのが第五地点であり、丙に対応するのが第四地点、丁には第三地点が対応している。また、奈川渡－島々間の梓川左岸が第二地点となっており、第一地点は梓川右岸の短い区間（稲核のあたりから島々）となっている。第一地点は水力調査書や出願書類と対応していない。⁽¹⁴⁾

これら五地点についての実施可能性について、報告書は次のように述べる。工事の難易度については、いずれも困難であるが、「只第一地点ハ上流多少ノ開渠ヲ築造スル事ヲ得レトモ他ハ全部隧道タラザルベカラズ、但シ地層古生層岩盤ナルヲ以テ比較的の表面近く穿ツ事ヲ得横坑等ヲ設クルニハ便利ナリ、只第五地点ニ至リテハ水路延長非常ニ長ク且ツ高山ノ中央ヲ貫通スル大隧道ヲ穿タザルベカラス従テ横坑等ノ設備ハ全然不可能ナリ故ニ掘鑿工事及材料運搬等最モ不便トナリ工事完成マデニハ多額ノ工費ト多クノ日数ヲ要スル事トナルベシ・・・之レ最モ多クノ困難ト工費ヲ要スルモノニシテ到底起工ノ望ミナキモノト認ム、概シテ水路工事ハ第五地点ヲ除クノ外非常ナル困難ハナカルベシ」

そして、第五地点（甲案、乙案）については、「工事最モ困難ニシテ・・・到底起工ノ望ミナキモノ」とした上で、「有望地点ノ内工事ヲ起スルトスレバ第一及第三地点ヲ先ニシ第四地点ハ輸送設備其他完了ノ上起工スルヲ最モ得策ト認ム」と結論を下している。

この報告書の性格自体が不明であり、信陽電業の発起人が調査者に依頼し、県庁に資料として提出したものと推測は出来るが、これがどのように使われたのかは分からない。ただ、書類綴りにファイルされて保存されていたことは、行政の判断根拠の資料として残されていたと推測できる。

稟伺書と報告書から、甲・乙案が否定され、丙・丁案が採択された根拠として、次の三点を挙げることができる。

第一には、甲・乙案と丙・丁案は、河水の利用について競合関係にある。それゆえ、丙・丁案を採用すれば、甲・乙案は採択出来ない。その逆も言える。

第二には、甲・乙案は高山の中央に長い隧道を掘る必要があり、横坑を使うことが出来ないの、工事不可能もしくは極めて困難と判断されたことである。

第三には、丙・丁案は、「貴省ノ御調査モ亦梓川本流ニ沿フ丙丁ノ計画ヲ發表セラレ」とあるように、通信省の開発方針に一致していることも、採択に有利に働いたと考えられる。

二件の水利権についての稟伺は県知事から内務大臣および通信大臣に提出された。これに、図面（水利権競願図）、調査書、命令書案が添付された。命令書は雛形に少し手を加えて作成された。調査書も定型的フォームに沿って記入された。⁽¹⁵⁾

上高地の中心部にダムを建設する計画は、その原型状態において、すでに大正8年12月の段階で、長野県によって不採択とされていたのである。少なくとも、この段階では、自然保護、景観保護についての言及は見つからず、技術的・経済的な観点から採択・不採択が決定された。⁽¹⁶⁾そこで、大正13年に上高地ダム計画がなぜ浮上したのか疑問となる。この疑問を明らかにするために、丙案（信陽電業出願）と丁案（旭電化工業出願）の二つの出願が、諸省庁の調整の中で計画および許可条件をどのように変えていくのかを見ていく必要がある。

(4) 梓川上流の発電計画および許可条件の変更過程

1) 当初の事業計画

水利権の変更のプロセスを見るために、信陽電業および梓電化工業の発起人が水利権の出願時に提出した「梓川河水引用願」により、当初の事業アウトラインを見ていこう。

まず、信陽電業の書類から取り上げてみたい。事業目的として、霞澤に発電所を建設し松本停車場附近に新設する予定の自家工場に送電し電気化学工業品を製造販売することをうたっている。

上高地から取水し、霞澤に放水する。河水引用期間は30年で、発電力12,160Kw、水力発電所用引水量は毎秒138立方尺である。有効落差は1,475尺で、理論馬力数は22,879馬力である。

水路工事説明大要として、次の記述がある。「水路ニハ総テ二千分の一勾配ヲ与ヘ水路延長三千七百七間ニシテ水槽ニ至ル内隧道千三百五十間他ハ全部開渠トシ隧道ハ底巾七尺高サ八尺頂部半円形掘放チニシテ開渠ハ底巾七尺深サ六尺左右勾配一割トス」

これとほぼ同じ形式で梓電化工業の事業計画も作成されている。⁽¹⁷⁾

梓電化工業の事業目的としては、中山に発電所を建設し梓橋停車場附近に新設予定の自家工場に送電し電気化学工業品を製造販売することと、記載されている。

取水地点は霞澤、中山に放水する。河水引用期間は同じく30年で、発電力5,800Kw、水力発電所用引水量は毎秒237立方尺である。有効落差は404尺で、理論馬力数は10,762馬力である。

梓電化工業についても水路工事説明大要を引用しておこう。「水路ニハ木管ヲ除クノ他総テ二千分ノ一勾配ヲ与ヘ総延長三千三百三十間ノ内開渠八百四十二間木管百五十間其他ハ全部隧道トシ開渠ハ底巾七尺深サ八尺左右勾配一割隧道ハ底巾七尺高サ八尺頂部半円形掘放チニシテ木管ハ内径六尺トシ五百分ノ一勾配ヲ与フ」

ここで挙げられた数字は、ほとんどが第一次水力調査書の数字が使われている。ただ、梓電気工業の水路工事の部分では、開渠、暗渠の他に木管を使用するとあり、数字が若干異なっている。

2) 事業計画の変更1：事業目的等

事業計画については、大正9年5月31日付県知事宛に信陽電業発起人から、「改訂願書提出届」が出されている。起業目的と供給先（自家工場）、使用水量は変わらないが、有効落差1,375尺、理論馬力数21,563馬力、発電力11,582Kw（但し水車の能率80%、発電機の能率90%とする）と、この部分の数字が若干変わっている。

また、取水の方法について、次のような説明が加えられている。

（取水方法の大要）上高地ニ於テ梓川ヲ横断シ石造堰堤ヲ造リ渴水位以上六尺ヲ高メ以テ

計画水位トシ其左岸ニ石造取水口ヲ設ケ水路延長四千五百〇七間（隧道三千五百〇七間開渠一千間）ヲ以テ水槽ニ導キ水圧鉄管ヲ通シテ同村霞澤ノ発電所ニ達セシメ其使用水ハ放水路ニヨリ本川ニ放流ス

上高地のはずれに堰堤を設け、渇水時より水面を約2m高くして左岸から取水する計画であることがわかる。この時期には大正池はすでに出現しているので、池の名前こそ書かれていないものの、実際には大正池の端に堰を設けて取水することになる。それゆえ、現行とほとんど同じものと判断できる。（使用水量決定の理由については、「通信省発電水ノ調査ヲ参考ニシ」とある。）

なお、これに対応する梓電化の分については、綴りの中に資料が見あたらない。

さらに、大正9年8月11日には信陽電業と梓電化工業から「河水使用願目的変更御届」が提出されている。いずれも、「電気化学工業品ノ製造販売」が「電力ノ特約販売」に変更されている。

同年11月12日付で、次の二点について、通信省電気局長から県知事宛に照会があった。

- 1) 流材をなす期間及び所用水量
- 2) 電力の供給先、供給電力調書及供給契約書写

この照会に答えるために、県知事から二事業の発起人と東京大林区署長に対して照会が出された。

信陽電業と梓電化工業の回答（大正9年12月13付）は、第二の電気供給については早川電力の名前を挙げ、第一の照会については、次のように全く同一の回答をしている。⁽¹⁸⁾

本願水路地点ニ於ヒテハ舟筏ノ通航スルナク唯冬期間（毎年十一月下旬ヨリ翌年二月下旬ニ至ル間）僅カニ少材少量ノ流下ヲ見ルノミナルヲ以テ堰堤ノ中央ニ巾六尺深サ一尺五寸ノ凹所ヲ造リ以テ該期間流木ニ支障ナキ毎秒二十立方尺ノ水量ヲ放流セシムルノ設備ヲナスモノトス

3) 事業計画の変更2：流木対策と道路建設

稟伺書をめぐりやりとりの中で、問題になったのが梓川上流の林業経営と流木問題であった。

二事業者に水利権を認可する決定に至る前に、長野県は国有林を管理する東京大林区署長へ照会を出している。大正7年2月28日付の署長の回答は、営林署も起業者である事を述べた上で、次の三つの条件を履行してもらえば問題ないと回答している。（以下、回答要旨）

- 1) 出願の流域は上高地保護林であり施業を制限しているが、将来保護林の産物を利用する場合、梓川は木材の管流上必要であり、堰堤を設ける場合、起業者は自己の費用で設置し木材の管流に適した設備（例えば堰堤に対し開閉自在なる門扉を有する放流口を具える様なもの）を設置する事。
- 2) 国有林経営によって起業者に損害が出た場合も補償を求めない事。
- 3) 発電工事との関係において、国土保全上、治水上、施策が必要な場合には、起業者は

自己の費用で実施する事。

信陽電業と梓電化工業の回答にあった「中央ニ巾六尺深サー一尺五寸ノ凹所ヲ造り」という表現は、第一の条件に対応したものと思えるが、これで営林局側を納得させたか否かは不明である。

先ほどの電気局長から県知事宛の照会に対して、大正9年11月15日付で、県知事から東京大林区署長宛に三点の照会を出した。照会の内容と東京大林区署長からの回答（12月3日付）を要約して示す。

- 1) (質問) 上流は上高地保護林であり、現在木材の産出流木は行われていないようであるが、将来万一行うとすればいつのことになる見込みか。(回答) 震澤合流地点の前後より上流の山林は上高地保護林を包含している。これ以外にも六千余町歩の国有林が存在している。前者は長く原生状態を保存し、また国土の保護を図り、高山植物の保護、学術および森林施業上の参考に資することを目的とする。しかし、後者については、木材需要の状態により、近い将来利用開発される事は必然的であるが、いつのこととは言えない。
- 2) (質問) 流材に必要な水量を、期間と昼夜別に教示されたい。(回答) 本地方の流材事業は、水量少ない冬季が最も盛んで、一年を通して本川の最低流量で大丈夫だが、流材は昼夜行われ比較的昼間が頻繁である。
- 3) (質問) 出願人が林道を造れば、流材をやめて林道等で運材して支障ないか。(回答) 本地は地勢頗る峻嶮で、河川の運材と同一効力ある林道の開鑿は莫大なる経費を要し、到底実行不可能と思われるが、出願人に成算があるならば詳細なる設計を知っておきたい。これを受けて、県は事業者に対して、取入口附近より放水口附近に至る犀川沿岸に幅二間以上の車馬が通れる道路を建設することを命令書に記載する事を決めた。(大正9年9月10日付、県知事より内務大臣宛文書)

また、これとは別に電気局長より県知事への9月9日依命通牒では、信陽電業に対して次の二点について命令書を変更する事を命じている。(なお、この時に京濱電力株式会社の出願書類が、電気局から県に戻されている。)

第一條 水の使用目的を「特定の需用者に電気供給」と更正すること。

第二條 使用水量は毎秒時138立方尺以内とし、右使用水量の全部は何時送電を停止又は制限することあるも、支障なき特殊の使用に充てること。

梓電化工業についても、使用水量が毎秒時237立方尺以内と変わるだけで、あとは全く同一である。

ただし、第二の変更点については、「支障なき特殊の使用」が何をイメージしているのかが分からない。流木が必要なときは発電を一切停止させるが、それでも対応できる用途にせよという事かと思われるが、電気供給事業を不安定にする要因となりかねない。また、運材を道路による移送に代替させるという県の方針とも整合しない。

なお、この後で、電気局長から県知事に対して、道路建設の条項を追加する件についての照会が出されており（大正11年3月2日付）、県知事は次のように回答している。(大正11年4月5日付)

一、本願梓川上流沿岸ハ白骨、平湯、上高地等ノ温泉及槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高岳等ノ登山

口ニ当たり不完全ナガラ道路ヲ存スルモ従来ノ経験ニ徴スルニ水力使用者ガ工事施行ノ認可ヲ得テ工事ヲ施行スルニ当リテハ之ニ要スル機械器具及ビ工事材料等運搬ノ為既設ノ道路ヲ甚タ數ク破壊スルノミナラズ自然交通ヲ妨害スルコト有之ニ依寧口此ノ機ニ於テ水力使用者ニ道路ノ築設ヲ命令シ（實際ニ於テハ大部分従来ノ道路ヲ補修拡張スルコトトナルヘキ）水力工事ニ必要ナル材料物資ノ運搬道路ヲ併用セシメ事業者ト関係地方ト双方ヲシテ交通上ノ便利ヲ得セシメントスルモノニ有之候

二、同川沿岸及其ノ奥部ハ全部国有林及民有林ナルニ依リ初メ流材關係ヲ顧慮シ堰堤築造ニ対シ流木路ノ設備等ヲ命令スルコトトシタルモ右ハ前項ノ如ク沿岸ニ相当ノ通路ヲ設クルニ於テハ木材搬出ハ大部分之ニ依ラシムルヘク又水力使用者ハ之ガ為使用水量ヲ制限セラルルコト少ク双方極メテ有利ナルニ依ル儀ニ有之候

4) 水利使用許可命令書の最終案

これまで述べたようなやりとりを経て、ようやく水利使用許可命令書の最終案がまとまった。(大正12年4月頃)なお、同年の4月11日には、信陽電業と梓電化工業は合同し梓川電力株式会社として発足することが県宛に報告されている。⁽¹⁹⁾

以下、命令書の最終案を示す。最初の案が27条よりなっていたのに対して、最終案では全8条という簡潔なものになっている。

(発起人名)

今般右ノ者ニ対シ犀川ノ水ノ使用及水路開鑿及其ノ附属工作物ノ施設ヲ許可スルニ付本命令書ヲ下附ス

第一條 水ノ使用ノ目的ハ特定ノ需用者ニ電気供給ノ為発電ノ用ニ供スルモノトス

第二條 使用水量ハ一秒時間百參拾八立方尺以内トス但シ右使用水量ノ全部ハ何時送電ヲ停止又ハ制限スルコトアルモ支障ナキ特殊ノ使用ニ充ツヘシ

流木並魚族ノ遡上ニ必要ナル水量ハ放流シ之ニ支障ナカラシムヘシ

第三條 (取水口および放水口についての記述：略)

第四條 許可年限ハ大正 年 月 日迄トス (赤字で次のような書き込み：許可ノ日ヨリ二十年目ノ日ヲ記入ノコト)

第五條 発電水利使用規則第五條第一項第三号電気ニ関スル許可申請書類ハ本命令書交付ノ日ノ翌日ヨリ起算シ二箇年半内ニ提出スヘシ

第六條 発電水利使用規則第六條第一項工事施工認可申請書類ハ左記各号ニ準拠シ前條認可申請ノ日ノ翌日ヨリ起算シ六箇月内ニ本県ニ提出スヘシ

(各号略)

前項及第七條ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ翌日ヨリ起算シ六箇月以内ニ工事ニ着工シ二箇年内ニ竣工スヘシ

第七條 取入口附近ヨリ放水口附近ニ至ル犀川沿岸ニ幅二間以上ニシテ車馬ヲ通シ得ヘキ道路ヲ築設シテ之ヲ府県道松本高山線ニ連絡セシメ且河水使用期間中維持修繕スヘシ前項道路築設ニ付テハ其ノ設計ヲ具シ第六條期間内ニ長野県知事ニ対シ工事実施ノ認可ヲ申請スヘシ

本條ニ依リ築設及維持修繕スヘキ道路カ県費支弁ニ属スル路線ト一致スル場合ニハ其ノ工事ハ長野県知事ニ於テ施行シ許可ヲ受ケタル者ニ対シ相当工事費ノ分担ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 国有林野管理上本水力工事ニ関連シ所管大林区署ニ於テ国土保全上並ニ治水上ノ施設ヲ為スノ要アリト認メ之カ施行ヲ命シタルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ自己ノ費用ヲ以テ遅滞ナク之ヲ実行スヘシ

年 月 日

知事

上記の引用文は上高地－霞澤間のものであるが、霞澤－中山間についても、水量を除いては、文面は全く同一である。(第二條の水量が237立方尺となっている。)

第二條の但し書に逓信省電気局の修正が盛り込まれ、また、第七條に県による修正が盛り込まれている。しかし、これまでの審議経緯で分かるように、いずれかを盛り込めば流材との調整は可能であり、両修正が盛り込まれる必要はないはずである。但し書が想定する「特殊ノ使用」も事業の実施を不安定にすることになると思われる。

この二区間の水利権については、大正12年5月11日付で、内務大臣から長野県知事宛に認可の指令がだされた。梓川電力株式会社には、6月30日付けで水利権が認可された。

5) 使用水量と道路の建設をめぐって

これまで見てきたように、この命令書では発電が「特殊ノ使用」に限定されてしまう。この問題点に対して、梓川電力発起人から、第二條の但し書の解除を求める申請が翌年出された。(梓川電力発起人総代藤原銀次郎より長野県知事宛「使用水量制限解除ノ儀ニ付申請(大正13年7月14日)」)理由書の部分を引用してみよう。

(第二條但書は) 企業目的タル一般電燈電力供給事業者ト電力取引上支障不尠且ツ流材ノ關係ニ在テハ御命令書第七條ニ依リ工事完成前取水口放水口間ニ車馬ノ通行可能ナル道路ノ新設並ニ維持修繕ヲ負担スル等多大ノ犠牲ヲ払フコトト相成居候次第将来国有林開發セラレ多量出材ノ時期到来スルモ流材ニ依ラス該道路ニヨリ運材可能ト相成何等不都合ヲ生セサルヘク思量セラレ候・・・弊社事業ニ対シテモ使用水量(即チ湯水量)全部ヲ常時使用水量ニ変更御詮議被下度(なお、括弧内は引用者の補足。)

使用水量の但書解除の申請については、東京大林区署長から道路設計について協議すると共に、「本道路(中ノ湯～前川合流点)ハ京濱電力改修道路(奈川合流点以下)ニ接続シ一貫シタル能率ヲモタセルタメ本船津線ノ改修ニ対シテモ協議スヘキコト」という条件で同意を得た。(大正13年10月29日付)これを受けて、大正13年11月3日付で県知事から内務大臣と逓信大臣宛に但書削除の申請が出された。

命令書第七條ニヨリ起業者ガ築設スヘキ道路ハ運材ニモ利用シ得ルヲ以テ将来運材ハ陸運

ニ依ルコトトシ以テ流材ニ充当スヘキ河水ヲモ常時供給用ニ使用セムトスルモノニ有之候モ事業起業者ハ道路築設ノ為相当大ナル義務ヲ負担スルノミナラズ右道路ハ運材ニ不便ナキモノニ有之殊ニ許可水量タル渴水量ノ全部ヲ不定時供給用ニ充ツルハ電気事業経営上甚タ不利益ノ次第ニモ有之候条上下両水力ノ各命令書第二条第一項中但シ書ヲ削除ノ上許可致度此段及稟伺候也

さらに、同年12月23日付で県知事から内務大臣と通信大臣宛に対し、「犀川水力使用水量増加ノ件」と題した申請が出された。この間のやりとりは不明だが、最終的に使用水量を拡大する一方で、但書も制限をゆるめて残された。霞澤の場合、次のように使用水量が変更されている。(ゴチックは変更部分。)

第二條 使用水量ハ一秒時間**参百立方尺**以内トス但シ**右使用水量ノ内百七十八立方尺**ハ何時送電ヲ停止又ハ制限スルコトアルモ支障ナキ特殊ノ使用ニ充ツヘシ

中山の場合には、該当部分は「五百立方尺」,「内式百八拾七立方尺」と変更された。

但し書ははずされなかった。しかし、使用水量を渴水量ではなく平水量に増量し、何かあるときには使用量を制限するが渴水量程度の使用は可能にするという内容であるから、梓川電力の要求は実際には充たされた事になる。⁽²⁰⁾

6) 上高地ダム計画の浮上

ところで、大正13年12月23日付の「犀川水力使用水量増加ノ件」という文書は、梓川電力に交付された水利権の内容変更を県知事から両大臣に申請する文書であるが、異例の内容となっている。少し長くなるが、引用してみたい。

客年六月三十日梓川電力株式会社発起人ニ対シ許可シタル犀川発電水力使用(二箇地点)ノ件ニ関シ今回別紙ノ通り使用水量増加ノ儀出願有之候処右ハ既許可水量タル渴水量ヲ平水量迄増加使用セムトスルモノニ有之河水ノ利用上最モ経済的ニシテ有利ノ計画ニ有之候条本年十一月七日附土甲収第二〇九六、四六六号同会社使用水量制限ニ関スル稟伺ヲ撤回シ且命令書中左記ノ通一部変更ノ上許可致度尤モ本水量増加ノ出願ハ左記水利使用ノ出願ト相容レサル關係ニ有之候モ

甲 京濱電力株式会社
乙 犀川電力株式会社
発起人若尾幾造外六名

右ハ何レモ本水力使用許可后ノ計画出願ニ属シ共ニ本水力ノ上流ニ堰堤ヲ築造シ渴水量以上ヲ貯留シテ使用セムトスルモノニ有之候得共甲ハ本水力許可ノ際不許可トナシタル水力(同一会社ノ計画)ノ水路位置ト大体同一ニ有之只貯水計画トナシタル点ニ於テ不許可ノ

分ト異ナルモ渴水時ノミノ発電ノ為下流ニ於ケル本許可ノ二大地点ノ平水量使用ニ障害トナルノミナラス龍島水力ノ出力ヲモ低減セシムル不経済ノ施設ニ有之又乙ハ本水力ノ上流水路ト併行シテ水路ヲ設ケ渴水時ノミ発電セムトスルモノニ有之本水力カ二箇地点ニ於テ各平水量迄増加シテ使用スルニ比スレハ河川利用上二重ノ工費ヲ投下スルコトナリ甚タ不利益ノ施設ニ有之尚本許可ノ企業者ハ水利使用ノ代償トシテ多大ノ犠牲ヲ払ヒ以テ水路区間ニ林道ヲ築設スル次第ニ付現今電気施設ノ根本義タル平水量使用ヲ許サル如キハ甚タ苛酷ノ嫌ヒ有之殊ニ根本ニ於テ甲并乙ノ如ク平水ノ一部ヲ貯水スル如キハ下流方面ノ広汎ナル灌溉ニ大ナル支障ヲ生シ容易ナラサル結果ヲ見ルニ至ルハ勿論兩者カ貯水池トナサムトスル地域ハ本邦ニ於テ稀ナル風光明媚ノ天然ノ靈地ニシテ国立公園候補地ノ随一ト称セララル箇所ナルヲ以テ之ヲ湖底ニ没スルカ如キハ国家的ニ大ナル損失ナルノミナラス同地ニ於ケル御大札記念保護林管理上甚大ナル支障アル次第ニ付甲乙共ニ不許可処分致度各願書相添へ此段及稟伺候也

この文書より、上高地にダム建設を伴う水利権の出願が二件出されたことが分かる。この文書が起案された時期は、冒頭に引用した東京朝日新聞の記事とほぼ同じ時期である。乙の発起人若尾幾造は京濱電力社長と同姓同名であるので、乙の申請も実際には京濱電力の申請と判断できる。なお、甲乙の水路図（図2）は、なぜか既述の大正8年12月17日付文書に図1の競願図と一緒に綴り込まれている。この図には、甲は大正13年2月14日受理、乙は同年12月18日受理と記載されている。梓川電力に水利権が認可されたあと、使用水量制限解除の申請が出される過程で、京濱電力の上高地ダム建設計画が提出されていたことが分る。

このうち甲は先に不許可としたもの（図1競願図の甲案）と路線はほぼ同一で、申請者も同じで、ダム計画を伴うところだけが前の計画と異なる。上高地に建設したダムに渴水量を上回る分の水を4月から9月まで貯め、渴水時の10月から3月に島々方面に水を流して発電する計画なので、梓川発電の計画に支障を与えるだけでなく、この文書が指摘するように、同じ京濱電力の龍島発電所で使用する水にも影響を与えることになるはずである。更に、下流の農業用水にも影響を与えることも明らかである。

乙の出願もダム建設を伴い「本水力ノ上流水路ト併行シテ水路ヲ設ケ渴水時ノミ発電セムトスルモノニ有之」（図によれば貯水期間と水の利用期間は甲と同じ）とあることから、上高地に建設するダムから梓川下流に水路で水を流して渴水時のみ発電する計画であったことが分かる。図2を見ると、乙案では田代池と明神池の中間あたり（河童橋付近）にダムを造り、トンネルで水を霞澤発電所のすぐ下流にもってゆき、梓川と霞澤の合流点で放流する計画であると理解することができる。

本稿の冒頭で述べた上高地ダム建設計画の正体も少しは明確になった。大正3年に京濱電力が出願し、大正8年頃に不許可となった水利権の申請と同じ水路案に、上高地へのダム建設という計画を新たに追加し、さらに本文書の乙の案も追加し、大正13年に京濱電力から水利権の申請がなされた。この申請は、梓川電力に水利権が許可されたことを前提に、渴水量を上回る分の水について使用許可を求めるものであり、いささか強引なところがある。これまでのいきさつから考えて、梓川電力を牽制するためという見方もできる。他方、詳細は不明だが、実際に京濱電力が地質調査を実施したと記述した記録もある。⁽²⁾上高地ダム建設計

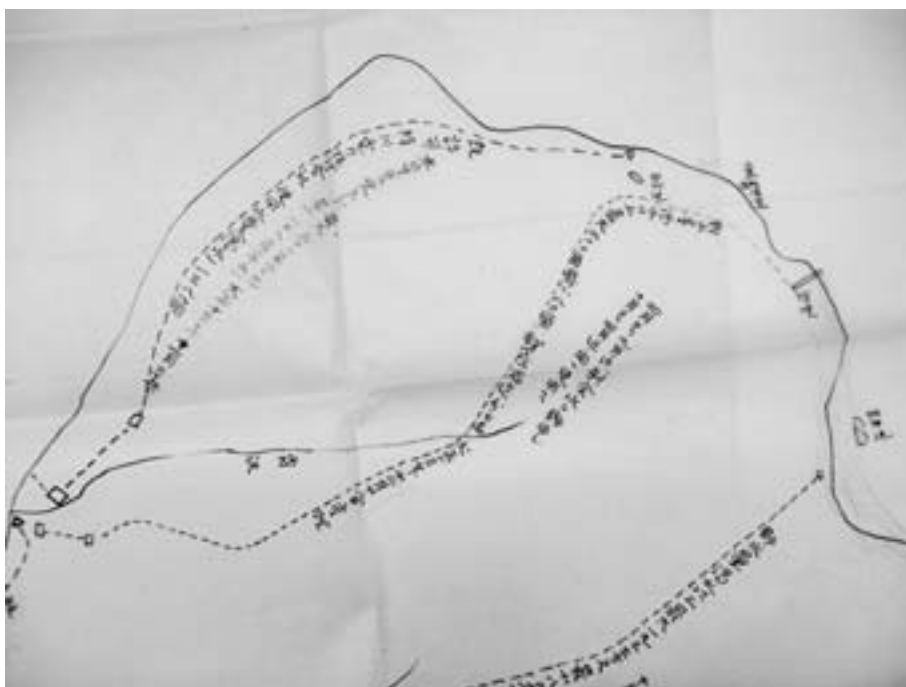


図2 大正13年出願のダム建設地点と水路図(乙案)

画は、戦中戦後に再浮上しているという事を考えると、京濱電力も真剣にダム建設を考えたと考えるべきであろうか。

この出願については、先の不許可の判断はまだ生きており、水利権が認められたばかりの梓川電力の計画に悪影響を与えるので、県の立場としては許可できるはずもなかった。さらに、渇水期のみの発電は、下流の灌漑にも悪影響を与える。また、大正9年頃から内務省において国立公園制度制定にむけての準備作業が始められており、大正10年から指定候補地の調査が始められた。⁽²²⁾このような動きを受けて、「両者カ貯水池トナサムトスル地域ハ本邦ニ於テ稀ナル風光明媚ノ天然ノ霊地ニシテ国立公園候補地ノ随一ト称セラルル箇所ナルヲ以テ之ヲ湖底ニ没スルカ如キハ国家的ニ大ナル損失ナルノミナラス」という表現も使われている。大正末になると、国立公園の指定候補地である事が、水利権認可にとって新たな考慮の材料として加わったのである。

なお、このあと、大正14年9月19日に、梓川発電から霞澤中山間の権利は放棄する旨の申請が出されている。梓川上流とその支流の発電用水利権をめぐる京濱電力との競合・競争の結果であると思われるが、その経緯については筆者も十分に把握できていない。(なお、京濱電力は、大正14年10月1日には東京電燈に吸収合併されている。)ただ、第二京濱発電が進めていた奈川渡のダム建設にプラスの影響を与えたことだけは確実である。⁽²³⁾

(5) おわりに：水利開発と景勝地

上高地のダム建設計画をめぐって、長野県立歴史館に保管されている文書をもとに、大正

期の上高地ダム建設計画がいかなるものであったのかを見てきた。資料として残されているのは、梓川発電の二つの水利権に関するファイルであり、二つの事業に係わる限りで上高地（明神池上流）から島々までの水路建設と、上高地のダム建設についての情報が散見できるに過ぎない。不許可となった申請書は申請者に戻され、行政には残らないので、残された行政文書からは計画の詳細は不明である。また、京濱電力の申請書、計画書からたどることも試みたが、現在公開されている文書を見る限りでは、該当のものは見つからない。

上高地をめぐるのは、水力の開発をめぐる計画が大正の初めと大正の終わり頃に二度提出され、二度とも却下された。大正末には国立公園制度という新しい行政課題が生まれ、建設を認可する事はますます困難になったはずである。大正末のダム計画については、庭園協会を中心とした反対運動の動きが生まれたが、これまでの経緯を見る限り、認可の判断の一貫性という観点からは長野県の方針は揺るがなかったとみて良い。⁽²⁴⁾

これは完全な推測になるが、認可の過程を見ると、県には発電工事を利用して、上高地を観光地として整備していくという思惑があったのではないかと感じられる。京濱電力による工事で、事業者の負担によって梓川上流に向かう道路は奈川渡の地点まで作られていった。梓川発電の工事によって、道路はやはり事業者の負担で中ノ湯まで延びた。また、霞澤発電所の工事のために、中ノ湯から大正池まで工事用の道路（隧道）が作られた。⁽²⁵⁾工事終了後は、その道をたどって登山客、観光客が上高地に入山できるようになった。かくして、長野県は、労せずして、梓川沿いに上高地まで自動車が入れる道を手に入れた事になる。霞澤発電所は、上高地から流れ出る水を利用して発電を行うが、上高地の景観には影響を与えない。しかし、上高地の中にダムを建設することは悪影響を与える。⁽²⁶⁾思惑については推測にとどまるが、少なくとも、結果的に、水力発電事業の進展が景勝地上高地の観光地化に結びついた事は事実である。

ところで、昭和に入ると水力発電事業をめぐる状況は次第に変わってくる。大正の時代に、すでに電気産業の統合は進められていた。京濱電力は横浜電気に電力を供給する事を目的として設立されたが、大正10年に横浜電気は東京電燈と合併し、東京電燈への電力供給会社へと変わった。そして、大正14年には京濱電力自体が東京電燈に合併した。他方、早川電気は大正14年に群馬電力と合併して東京電力となり、昭和3年には東京電燈と合併した。これまで競い合った二つの企業系列は、同一系列になってしまった。さらに、昭和13年の電力統制・国家管理によって、電気会社の系列自体が意味を失ってしまう。梓川の発電が一元化され、さらに戦時体制に入って国立公園というバリアの力が低下すると、再び、梓川上流における水力発電の合理的再編（河水統制）が検討され、廃棄されたはずの上高地ダム計画が甦生していくのである。

（注）

- (1) 初期の自然保護に関する考え方については、環境庁自然保護局1981第1,2章、村串2005第2,3章を参照されたい。
- (2) 長野県立歴史館に保管されている近代行政文書のうち、河川課『梓川発電水利使用保証金関係（昭和十一年度まで）』という表題のファイルを参照した。この他に、河川課『霞

- 澤発電所工事实施認可関係（昭和六年度）』の一部も参照している。本文中に引用する長野県の行政文書類は、特に注記しない限り最初のファイルに保存されたものである。
- (3) 例えば、次のように説明されている。「流水の占用の代表的形態としては、かんがい用、水道用、工業用、発電用等として河川から一定量の流水を取水し、水そのものや水のもつエネルギーを使用することが知られている。このように、河川の流水のうちの一定量を取水して使用することができる権利を実務上「水利権」と呼んでいる。」（河川法研究会2006, p. 137)
 - (4) この部分の記述については、工学会1928第三編、栗原東洋1964第一編などを参考にした。
 - (5) 以下引用する通牒類については、内務省河川局1927、同1936に収録されている。
 - (6) ただし、この命令書も明治28年に内務省から出された雛形が影響を与えているという。糟谷敏英1958 a 参照。
 - (7) 糟谷によれば、明治42（1909）年に通信省に電気局を設置して以降、通信省の発電水利に対する権限は強まったが、河川法に基づく内務省の権限が通信省に移行したわけではなかった。発電水利に関する通牒は、内務省河川局長、通信省電気局長連名で出された。（糟谷1958 b）
 - (8) 日下部金三郎1926では、「出願当初は・・・取入口及水路は梓川の左岸に設計」（p. 2）されたが右岸に変更されたと記述している。ただし、第一次水力調査書では右岸に取水口を設けるとなっている。工事は大正10年5月に着手し、12年1月に竣成した。（同 p. 30）発電所を龍島に置いたという事を考えると、AとBの二つの水利権の組み合わせで工事がなされたのであろう。
 - (9) 大正8年12月17日付稟伺書に添附された命令書原案に記載された発起人を見ると、信陽電業は13人、梓電化工業は20人であるが、このうち7人は両方に名前を連ねており、出願時から同一系統であったと判断できる。なお、大正電気工業株式会社発起人総代の飯田慶司は、梓電化工業の発起人の一人でもある。
 - (10) 第一次水力調査の報告書『発電水力調査書』（全3巻）の印刷日は大正3年3月12日、発行日は3月15日である。
 - (11) 通信省電気局1936によれば、水利権は大正8年8月に与えられた。
 - (12) 注(9)で記したように、飯田は大正電気工業の発起人総代であると共に、梓電化工業の発起人にも名を連ねていた。花岡は、信陽電業の発起人と梓電化工業の発起人を兼ねていた。今井は梓電化工業の発起人である。笠原については不明。なお、取り下げの文書、不許可の文書は残されていない。また、甲案、乙案の出願書類も残されていない。
 - (13) 濱田東稲については、経歴は不明であるが『工学会誌』第30輯（明治44年）に「北海道千歳川水力電気工事土木部工事概要」という論文を見つけることができた。この論文で扱っている工事は、千歳川の水を王子製紙苫小牧工場の動力とするためのものであり、濱田は王子製紙と関係ある人物であったと推定できる。
 - (14) 第二地点に当たる京濱電力の奈川渡－島々間の工事は右岸ルートで進められたので、結果として第一地点を飲み込んだ事になる。
 - (15) 命令書は雛形を印刷したものに加除を加え、いずれも27条で構成されていた。調査書は、1. 起業の確否、2. 起業者の信用・資産状態、3. 土砂の処理と山地崩壊防止方法、4.

- 起業と治水其他公益事業との関係の四項目よりなり、さらに最後の項目は6つの細目よりなる。なお、起業者の信用・資産状態に関しては、長野県に居住していない発起人については、警視庁および他県の知事宛に照会したようで、信用調査書が残されている。
- (16) なお、第4項の細目の中に、「ハ、名所旧蹟等ニ及ボス影響並之ニ対スル施設大要」があり、これについてはいずれの出願についても、「支障無之」と記入されている。なお、許可の審査に当たっては南安曇郡にも照会があったようで、安曇村長代理の助役名で郡長に宛てた回答が残されている。(大正7年1月29日付)灌漑に対する影響は「支障無之」、舟筏通行については「上高地ヨリ産出スル薪材等ノ流出ニ支障ナキ限り他ニ差支無之候」と回答している。
- (17) 事業計画の形式も筆跡も同一である。審査に当たっては、この二つはセットで扱われている。
- (18) 信陽電業と梓電化工業に共通の発起人の中に、森田一雄という人物がいるが、申請時においては早川電力の取締役であった。(身元調の書類により確認した。)それゆえ、競願図における甲乙案と丙丁案の対立は、東京電燈系企業と早川電力系企業の対立であったとも解する事ができる。早川電力は大正14年4月に群馬電力と合併して東京電力となった。東京電力は静岡を主たる営業区域としていたが、大正15年に東京進出を企て、東京電燈との間で激しい競争が繰り広げられたが、昭和3年4月に東京電燈と合併した。(新田宗雄編1936, pp. 168-174) なお、大正15年2月24日付で、梓川電力から長野県に出された水利使用変更願に添付された起業計画説明書では、供給先が東京電燈となっている。(同文書は、『霞澤発電所工事实施認可関係(昭和六年度)』にある。)両電力会社の熾烈な競争が始まった時期に、供給先を東京電燈に変更していたことになる。
- (19) 取締役社長に就任したのが小坂順造であった。また、信陽電業発起人総代の藤原銀次郎は相談役に、梓電化工業発起人総代の諏訪部庄左衛門は監査役に就任した。
- (20) 水力発電所の使用水量は設備の大型化に伴い、渇水量から低水量へ、さらに平水量へと変化した。大正後期は平水量へと移行する時期に当たっている。(山本1993, p. 85) 平水量基準への変更も、このような変化を反映していると考えられる。
- (21) 長野県1963の中に「大正13年8月京濱電力株式会社に於て発電用ダムを計画し、上高地小梨平地点の地質調査を実施」という記述がある。
- (22) 大正9年に、内務省衛生局は国立公園の制度化を図るために、嘱託員として田村剛を依頼した。翌年から候補地選定のための調査が始められるが、最初の調査地となったのが上高地であった。(国立公園協会1951, pp. 25-28)
- (23) 大正15年1月6日付第二京濱電力より長野県土木課宛の文書では、内務省および逓信省に、梓川電力の霞澤-中山間の権利放棄申請書を早く届けるように促している。「右ハ弊社奈川渡発電所ノ犀川本流並ニ前川及小大野川水利使用許可並ニ同工事施行変更認可申請ニ対シ御詮議ノ上必要ノ旨御係官ヨリ御指示相受候モノニ有之候」
- (24) 大正14年2月1日の信濃毎日新聞夕刊は、この日東京で行われる予定の上高地問題研究会について報じ、信濃山岳会からの電報を紹介している。「御奮闘を頼む。長野県知事は上高地の天然美保護の為貯水池を許可せぬを可とするとの意見書を主務省に提出したり。其の心算にて御盡力を乞ふ」大正13年12月23日付の「犀川水力使用水量増加ノ件」の末尾

にある「願書」がここでいう意見書のことかと思われる。しかし、「犀川水力使用水量増加ノ件」という文書自体がダム建設計画への意見書としての性格を持っている。ダム建設不許可に至る過程をみると、反対運動とは無関係に知事は決断していたという考え方もできる。しかし、ダム建設浮上のプロセスに不自然さが感じられる。それゆえ、反対運動は知事にとっても援軍であったのではないかと筆者は推測する。

(25) 中ノ湯から大正池までの道路建設については、菊池2001を参照。

(26) 梓川電力も、工事が始まると田代池と大正池の中間に貯水池を作る計画をたて、水利権の変更を申請したが認められなかった。これについては、別稿で取り上げたい。

(参考文献)

- 濱田東稲, 1911, 「北海道千歳川水力電気工事土木部工事概要」『工学会誌』第337巻, pp. 54-84
- 糟谷敏英, 1958 a, 「発電水利許可命令書について」『水利科学』第2巻第2号, pp. 61-72
- 糟谷敏英, 1958 b, 「水制度と電気事業関係」『水経済年報・1958年(第5巻)』林野共済会, pp. 200-209
- 河川法研究会, 2006, 『改訂版・河川法解説』大成出版社
- 金沢良雄, 1982, 『水資源制度論』有斐閣
- 環境庁自然保護局, 1981, 『自然保護行政のあゆみ』
- 菊池俊朗, 2001, 『釜トンネル』信濃毎日新聞社
- 日下部金三郎編, 1926, 『京濱電力株式会社沿革誌』
- 栗原東洋編, 1964, 『現代日本産業発達史Ⅲ・電力』交詢社出版局
- 工学会, 1928, 『明治工業史・電気篇』工学会
- 国立公園協会編, 1951, 『日本の国立公園』
- 通信省電気局編, 1936, 『許可水力地点要覧 昭和11年9月』
- 電力土木技術協会編, 1995, 『発電用河水流量調査85年のあゆみ』
- 内務省河川課編, 1927, 『水ニ関スル法令並ニ例規』良書普及会
- 内務省河川課編, 1936, 『河川法関係法規類集』常磐書房
- 長野県, 1963, 『中信平地区土地改良事業計画の概要』
- 新田宗雄編, 1936, 『東京電燈株式会社開業五十年史』
- 村串仁三郎, 2005, 『国立公園成立史の研究』法政大学出版局
- 村山研一, 2009 a, 「上高地の成立・・自然景勝地の発見から開発と保全の共生に至るまで」『地域ブランドの手法による地域社会の活性化』平成18~20年度科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書, pp. 121-146
- 村山研一, 2009 b, 「上高地と水利開発」『21世紀における日本アルプスの自然環境』信州大学山岳科学総合研究所2008年度信州大学学長裁量プロジェクト研究報告書, pp. 87-95
- 村山研一, 2010, 「国立公園とダム建設問題」『上高地・槍・穂高地域における自然環境の変動と保全・適正利用に関する総合研究(平成20・21年度文部科学省特区别教育研究経費(連携融合事業)報告書)』信州大学山岳科学総合研究所, pp. 427-437

臨時発電水力調査局, 1914, 『発電水力調査書』第二卷

山本三郎, 1993, 『河川法全面改正に至る近代河川事業に関する歴史的研究』日本河川協会

Exploitation of Azusa River and the Problems of Water Rights in Taisyo Era

by Murayama, Ken'ichi

Abstract

A plan to build a dam in Kamikochi valley was made in 1924. Countermeasures to protect the area arose, and the plan abandoned. The purpose of the article is to clarify the context of the case; who petitioned water rights of hydro in upper Azusa River, how examination of petitions were made, to whom water rights were given, and why. In 1919 two incompatible petitions to exploit water power in upper Azusa River were examined by the governor of Nagano Prefecture; one was designed to use the water of the river directly and the other was designed to bring the water of Kamikochi valley to Shimashima by a long tunnel. The governor judged to give water rights to former plan from the viewpoints of rationality of the use of water, and the feasibility of plans. Several years later, latter plan was transformed to new plan with a huge dam in Kamikochi, and new petition for water rights was made to the governor. But the constructions of generating stations had begun, and people had been conscious of conserving the nature of Kamikochi. The governor rejected the plan.

Key word: hydro, water rights, exploitation of water power, national park, nature conservation

(2010年10月31日受理, 11月18日掲載承認)